

(第一類 第二号)

衆議院

法務委員会議録 第十号

平成十一年十二月一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 武部

理事 笹川 勤君

理事 与謝野 駿君

理事 北村 哲男君

理事 上田 勇君

理事 太田 誠一君

理事 加藤 紘一君

理事 左藤 恵君

理事 高市 早苗君

理事 山本 有二君

理事 枝野 幸男君

理事 漆原 良夫君

理事 木島日出夫君

法務大臣 白井日出男君

法務政務次官 山本 有二君

通商産業政務次官 茂木 敏充君

労働政務次官 長勢 甚遠君

最高裁判所事務総局民事局長 細川 清君

最高裁判所事務総局行政局長 兼最高裁判所事務総局行政局長 井上 隆久君

政府参考人 (法務省民事局長) 千葉 勝美君

法務委員会専門員 (法務省民事局長) 井上 隆久君

十一月三十日

刑事訴訟法施行五十年に当たり、刑事手続改革に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の二小堀樹)(第一七六号)

は本委員会に参考送付された。

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

民事再生法案(内閣提出第六四号)

○武部委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、民事再生法案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

本案審査のため、来る三日午前十時から、参考人の出席を求め、意見を聴取ることとし、その存じます。

○武部委員長 御異議なしと呼ぶ者あり

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、

次に、お詫びいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として法務省民事局長細川清君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○武部委員長 御異議なしと呼ぶ者あり

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、

次に、お詫びいたします。

本日、最高裁判所千葉民事局長から出席説明の存じます。

○武部委員長 次に、お詫びいたします。

○武部委員長 本日、最高裁判所千葉民事局長から出席説明の存じます。

○武部委員長 次に、お詫びいたします。

速、この民事再生法案についての質疑を行つていただきたいと思います。

まず、私は、主としてというかほとんど大臣にお尋ねすることになりますが、この民事再生法は和議法の全面的見直しであつて、これまで再生手続が不十分であった中小企業あるいは零細企業及び個人の再生に資するとの目的でつくられたものであります。

そこで、この点について、再生法制定の経緯をまず伺い、そして、和議法がどういう理由で廃止されるとということになるのか。さらに、他の倒産法であります。

法制の予定はどういうふうになつてゐるのか。あるいは、最後に、残された課題は何かということを順次お聞きしたいと思います。

まず、一番最初の、再生法制定の経緯についてお伺いしたいと存じます。

○白井国務大臣 法務省におきましては、平成八年十月に倒産法の見直しの作業を開始いたしました。その後、平成九年十二月には、倒産法全般についての見直しを考えられる具体的な事項を取りまとめて改訂検討事項を策定いたしまして、これを公表するとともに、関係各界に対する意見照会を行いました。その後、この意見照会に対する各界からの意見を踏まえまして、倒産法全体についての統一的な見直しといふものを図るべく作業を進めています。

平成十年の和議法の新件は三百六十一件もあるんですね。それで、継続案件を加えると五百四十三件という、かなり高率で利用されておる。ここ数年でも二百件から三百件の高水準で国民に利用されています。

案の提出に至つたものでございます。

○北村(哲)委員 今の流れはよくわかりました。

多くの倒産法の中では、和議法廃止を伴う全面見直し、ただいま簡単な説明がありましたけれども、特別にこの和議法廃止ということについて

特に突出してこれだけをするということについての特別の理由ということを言つていただきたい。

この和議法を特別に他の倒産法よりも突出して見直さなければいけない。すなわち、現在の和議法は

しなりやいけない。すなわち、現在の和議法はどういうところに欠陥があり、使い勝手が悪かったのか。

なぜかといいますと、司法統計によりますと、

平成十年の和議法の新件は三百六十一件もあるんですね。それで、継続案件を加えると五百四十三件といふことになります。

案の提出に至つたものでござります。

の利害関係人とりましても公平かつ透明であり、現代の経済社会に適合した迅速かつ機能的な手続となつてゐるのでございます。

したがいまして、再建型の倒産処理手続として、もはや和議手続を存続させる必要は認められないことから、和議法を廃止することにいたるものでございます。

○北村(哲)委員 確かに、再生法ができれば、和議法はほぼ重複してますから必要はなくなると思つてますけれども、今おつしやつた中で、どういうところが和議法について使い勝手が悪いのか、不便だったのか、中小企業あるいは零細企業に、あるいはそれに類する個人に適用にくかったのかという点についてお伺いしたいと思います。

○山本(有)政務次官 和議を申し立てました後に、例えば、保全手続を活用して手形の不渡りを回避し、その後申し立てを撤回する等による、いわば和議法を活用したモラルリスクというものがござります。そしてまたさらには、和議が成立し、債権者が納得しましても、その後の履行という問題につきましては何の強制力も担保もございません。

○北村(哲)委員 わかりました。そのあたりかと思ひます。

それでは、その次に、そのほかの倒産法の提出の予定、特にこれから統くのは、関連するのは破産法だと思うんですけれども、それについての法案作成あるいは提出予定というものはどのようになつてあるんでしょうか。

○白井国務大臣 今委員、残された法制、特に倒産法の見直しについて御質問がございました。

倒産法の見直し作業のうち、残された課題につきましても、現在、法制審議会倒産法部会において審議を継続いたしているところでございまして、この改正につきましては、できる限り早く

成案を得まして関係法案を提出いたしたい、このように考えております。

○北村(哲)委員 特に破産法については、この再生法でうまくいかなかつた場合は破産に移行するわけですから、その間にいろいろな空白期間が生じます。今の破産法ではなかなか受け入れがたい、対応しがたい問題が残されていくことがあるわけですから、この破産法の改正については早急に手をつけていただきたい、空白期間というものがないようにしていただきたい。後ほどまた問題点も指摘したいと思いますけれども、そのあたりが急務だと私も思つております。

さて、それでは次に、大体、私はこれからついては、民事再生によつて確かに再生債務者は再建されるということについて「一番大きな関心事は、一つの企業がつぶれると、そこに働く労働者の方々が路頭に迷う、職を失うといふ、今の社会情勢で一番大事な雇用不安」というのを巻き起す、それを救うためには、雇用の確保とそれから賃金債権の確保ということがいかに大事かといふこと、その目的というのはこの再生法をつくる大きな目的であろうと思つておりますので、特に賃金債権はどのように位置づけられているのだろうか、そういう観点から多く質問してまいりたいと思つております。

○白井(哲)委員 わかりました。そのあたりかと思ひます。

それでは、その次に、そのほかの倒産法の提出の予定、特にこれから統くのは、関連するのは破産法だと思うんですけれども、それについての法案作成あるいは提出予定というものはどのようになつてあるんでしょうか。

○白井国務大臣 今委員、残された法制、特に倒産法の見直しについて御質問がございました。

倒産法の見直し作業のうち、残された課題につきましても、現在、法制審議会倒産法部会において審議を継続いたしているところでございまして、この改正につきましては、できる限り早く

ます株式会社、有限会社に関しては、商法及び限会社法により労働債権の全額について一般先取特權が認められておりますので、再生手続上も一般優先債権として、その全額につき手続の制約を受けることなく随时、自由に弁済を受けることができるでございます。

他方で、株式会社及び有限会社以外の再生債務者に関しましては、民法により、最後の六ヶ月分の賃金に相当する労働債権につきまして一般先取特權が認められておりまして、その範囲においては一般優先債権として隨時、自由に弁済を受けることができるでございます。

このように、再生手続におきましては、手続開始後の労働債権についてはその全額を、手続開始前の労働債権につきましては法律で優先弁済権ができる範囲で、いずれも最優先で弁済を受けられるもの、こうなつておるのでございます。

そこで、再生手続における労働債権の取り扱いと、今御指摘の和議手続における労働債権の取り扱い、これは同一でございます。

しかし、この和議手続におきましては、共益債権という概念が存在いたしておりません。再生手続においては、共益債権の範囲や取り扱いについて明文の規定を設けておりますので、共益債権に該当する手続開始後の労働の対価である賃金につきましては、手続上の位置が明確になつておるのですが、この労働債権の取り扱いにつきましては、会社更生法との手続の相違点につきましても御指摘がございました。

手続開始後の労働の対価である労働債権が共益債権に該当しておりますので、隨時、自由に弁済を受けることができる点は、再生手続も会社更生手続も同様でございます。

手続開始前の労働の対価でございます労働債権については、再生手続と会社更生手続とで、その内容が異なることがあります。

まず、会社更生手続におきましては、優先債権が受け取れないものといたしております。再生手続においては、再生手続と会社更生手続とで、その内容が異なることがあります。

そこで、会社更生法の解釈としては、この一番最初の「財産の処分」という項目が、会社更生法の中には「会社財産の処分」というふうに同じような規定があるんですけれども、営業譲渡もその中に含まれているんです。この「会社財産の処分」の中に営業譲渡も含まれているというのが普通の解釈なんですけれども、再生法でわざわざ四十二条を四十一条の「財産の処分」の中から分けて営業譲渡という項目を、それを分けた、創設した理由は一体何だろうかということについてお伺いし

たいと思います。

○白井国務大臣 企業が倒産をいたしました場合には、その営業等を譲渡することによりまして、譲渡先において事業の存続を図るとともに、倒産した企業の債権者に対する弁済率の向上が可能となる場合が少なくございません。その反面、必要性や相当性を欠くような営業等の譲渡がされるときは、結果として債権者の利益が害されることにもなるのでございます。

このような意味から、営業等の譲渡をどうするか、どのような範囲で営業等を譲渡するか、全部を決定するものでございます。

そこで、再生手続開始後に行われる営業等の譲渡の必要性及び相当性を担保するために、法第四十一条のほか、第四十二条におきまして、営業等の譲渡をする場合には必ず裁判所の許可を受けなければならぬ、このようにいたしたものであります。

○北村哲委員 私が聞きたかったのは、従来のこの種の法律の改正ぶりは、同じような理由で財産の処分ということを掲げておれば、財産というものは、確かに個々的な財産と、営業権も会社の財産ですから、一つで十分ではないか、そういう解釈をしていたわけですよ。わざわざ別個にしたのは、今のは理由でいいかと思うのですけれども、立派経過の中では、私どもの聞いておるところでは、本来なら四十二条だけで十分かもしれないけれども、特に有機的に動いている会社財産が、その価値が下がる前に優良部分を他に移すということによつて会社再生を図ることがよくあるんだといういろいろな筋からの要求があつたと。

しかし、そうなると逆に、いい部分だけよそにやつてしまふと、残つたものは空になつてしまつて、そこに働く労働者の人たちは一体どうなるん

だ、置き去りにされてしまうんではないかとい

ことの反論が当然出てくるわけですね。そういうことの意味を酌んで、四十二条では、特に四十二条第一項は今大臣のおっしゃったような目的でつくたけれども、二項、三項によって、特に三項によっては、労働組合の人たちの意見もきちっと聞かなければならぬんだということ、それは特に雇用確保に資するという観点が必要であろうと

いう目的からこいつは四十二条の一、二、三といふものができたというふうに聞いておるんですけども、それはそういうことによろしいんでしょうか。

○白井国務大臣 もちろん雇用の不安を招かないということも、結果としてそういうことになるわけですが、四十二条を設けたその主たる趣旨というのは、それらの譲渡をする必要な条件として裁判所の許可が必要である、こういうことを明文化したのでございます。

○北村哲委員 私は、会社の中で一番大事な部分がひよいと営業譲渡されてしまう、残つたところは空になつて結局消滅してしまつ、労働者たちも置き去りにされてしまつ、こういうことがここにわざわざ書いたことによつて浮き彫りにされはないんだろうかという配慮をして、こういう質問をしているわけです。ですから、そこがないように、これについては相当注意深く解釈、運用していくかなくちゃいけないということが私の質問の目的なんです。

それは恐らく、この法律の目的が、一番最初の「目的」にありますように、この法律は第一条で、再生手続開始後の営業等の譲渡につきまして、その重大性にかんがみまして、必ず裁判所の許可を得なければならない、こういうことになつて明文になつておりますが、その許可要件といふものを明文で定めているわけではありません。これは、特定の行為が倒産手続の開始後に裁判所の許可等を要するものとされる場合には、許可要件に関する明文の規定がなくても、先ほど委員お話しのとおり、倒産手続の目的に照らしましてその許否等の判断をすべきことは当然なことであるというこ

とからでございます。

四十二条第一項の許可につきましても、裁判所が、第一条の定める再生手続の目的に照らして、当該営業譲渡が再生債務者の事業の再生のために必要かどうか、再生債務者の利益に反しないかどうか等々を判断すべきであることは解釈上明らかでございますので、あえて許可要件を明文で規定するということはしておらないのでございます。

に關することなんですが、株主総会の決議にかわ

る許可を裁判所は与えることができるんですけれども、一番最後に、「ただし、当該営業の全部又は重要な一部の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限る。」というふうに限定してこの許可を与えることにしておるわけです。そういうふうにして、四十二条も同じ趣旨で、営業の全部または重要な一部の譲渡が事業の継続のために必要である場合には、法第四十二条に基づく裁判所の許可を得ることに加えまして、株主総会の特別決議を得る必要がありますが、倒産状態に陥つた株式会社の株主は会社経営に対しても、再生債務者が株式会社である場合は、法第四十二条には同じ趣旨から当然わかることはわかるんだけれども、この四十二条にも同じよう

な趣旨を付す必要があるんじゃないかといふふうに思つています。

そこで、まず四十二条と四十三条の関係といふふうに思つてお伺いをしたい。

四十三条にはただし書きで事業の継続のために必要な場合に限るというふうにわざわざ規定しているということ、それは四十二条にはないということの違いはどういうところにあるんでしょう

か。

○白井国務大臣 第四十二条第一項というのと、再生手続開始後の営業等の譲渡につきまして、その重大性にかんがみまして、必ず裁判所の許可を得なければならない、こういうことになつて明文になつておりますが、その許可要件といふものを明文で定めているわけではありません。これは、特定の行為が倒産手続の開始後に裁判所の許可等を要するものとされる場合には、許可要件に関する明文の規定がなくても、先ほど委員お話しのとおり、倒産手続の目的に照らしましてその許否等の判断をすべきことは当然なことであるといふふうに思つてお伺いをしたい。

法第四十二条第一項のただし書きのお話がござい

ましたけれども、営業譲渡における営業の価値というものは、倒産状態に陥つたことが公表されると急速に劣化するというのを委員御指摘のとおりでございます。営業譲渡は迅速に行う必要性が高いということになるわけであります。

ところで、再生債務者が株式会社である場合は、営業譲渡をするということは、法第四十二条に基づく裁判所の許可を得ることに加えまして、株主

総会の特別決議を得る必要がありますが、倒産状態に陥つた株式会社の株主は会社経営に対しても、再生債務者が株式会社である場合は、法第四十二条には同じ趣旨から当然わかることはわかるんだけれども、この四十二条にも同じよう

な趣旨を付す必要があるんじゃないかといふふうに思つてお伺いをしたい。

このように、第四十三条第一項の規定による代替許可是、再生債務者の事業の効果的な再生を図るために必要な手続を省略するというものでございます。そこで、株主の利益を保護するために、当該許可をすることができる場合を事業の継続のために必要な場合に限定をいたしておるわけでございます。その趣旨で、四十三条第一項にただし書きをつけた、こういうことでございます。

○北村哲委員 四十三条第一項ただし書きはとても親切な規定でありますし、普通の今までのようないい書き方では、なくたつて当たり前なんですよね。わざわざここへ規定したということに相当意味があるというふうに私も思つております。

そういう目的を定めるについて、四

四十二条、四十三条に同じような規定がありまして、

四十三条の一項のただし書きに、これは営業譲渡

一

いうことがあります。破産の場合の要件は、支払い停止と支払い不能というふうにきつちりと決まっています。それから、更生法の場合は、「二十一條の後段の「事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき」という項目があります。しかし、この「破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるとき」という抽象的な文言は今までの倒産法にはないと思っています。

というのは、これは逆に利用するというか、おそれがあるということによって、破産法なんかだと特にあるんですけれども、正常な企業が破産攻撃をされる、破産申請をされてしまうというと、一挙に会社の信用を失うわけです。ですから、破産法については支払い不能とか支払い停止という客観的な基準を決めている。それが限界は破産にはならないんだ。

ところが、おそれなんていいますと、意地の悪い債権者が破産申請をしてしまつ。これは危ない、おそれがあるというので、抽象的な理由で破産申請をしてしまう。それで会社は、あ、破産申請されたんだということがかえつて危機に陥る。今回の場合も同じようなことが逆に、こういう抽象的な、おそれということに対するならば、おそれがあるというだけで、大した理由なしに再生申請をされてしまうんじゃないのか。

そういうことで、このおそれというものの基準は一体何なのか、もうちょっと、もうちょっとといふよりも、はっきりと決めておかないと、逆にそういう攻撃にさらされてしまうのではないか。無実というとおかしいんですが、健全な会社が意地悪な債権者に攻撃される、このおそれという理由によって攻撃されるんではないか。その点について基準をはつきりさせていただきたい。

○田井国務大臣 本法第二十一条に申し上げます「破産の原因たる事実の生ずるおそれ」とは、事態がそのまま推移いたしますと、支払い不能または債務超過することが客観的に認められる事情

が存在する状況というものを意味しております

て、開始原因を無限定に緩和するものではございません。

会社更生手続におきましても、同一の手続開始原因が定められており、これにつきましては、要件が抽象的過ぎるという、これを御批判する見解は見当たりません。

したがいまして、第二十一条の定める要件が抽象的であるということによつて債権者から不當に不利益な申し立てがされまして、再生手続が開始されるというおそれはないと考えております。

○北村(哲)委員 私は、この点は必ず業務上問題になつてくると思います。うわざとかそういうものでも、不安に駆られた債権者たちが、これはもう早く手を打たなくちゃだめだと、実際の倒産は気がついたときはもうめちゃくちゃになつてゐるが実態なわけですから、うわざ段階でやらなくちやいけないこともあるかも知れません。

ですから、そのおそれというのはどこかで、恐らく裁判所の判例なんかで確定していくんでしょ

うけれども、相當に厳格にされないと、かなり乱用のおそれが出てくるような感じがします。

さて、次に参ります。これは最高裁にお聞きし

ます。

手続の開始の際に、会社更生手続では、東京地裁や大阪地裁の実務では、労働協約書とか就業規則の添付を義務づけております。この点について、民事再生手続については考え方は同じであるべきと思ひますけれども、何か手立てを考えておられるかどうか、その点についての御見解をお願いしたいと思います。

○千葉最高裁判所長官代理者 再生債務者の中に

おける労働契約関係はどうなつてゐるか、これを早期に把握するということは、手続の円滑な進行

の点で大変大事なことだと考えております。

現在準備を進めております民事再生手続に関する最高裁判所規則におきまして、再生債務者が労働契約を締結し、または就業規則を制定しているときには、その労働協約または就業規則を申立書

に添付するということを求める、こういう方向で検討しているところでございます。

○北村(哲)委員 再度ですが、最高裁に、何か規則とか、あるいはどういう形式でおやりになろうとしているのか、その方向についてお願ひします。

○千葉最高裁判所長官代理者 申し立て手続の具体的な細則につきましては、最高裁判所規則で定めるということを考えておりますので、この規則の中でその点を明確に定めたいと考えております。

したがいまして、第二十一条の定める要件が抽象的であるということによつて債権者から不當に不利益な申し立てがされまして、再生手続が開始されるというおそれはないと考えております。

○北村(哲)委員 私は、この点は必ず業務上問題になつてくると思います。うわざとかそういうものでも、不安に駆られた債権者たちが、これはもう早く手を打たなくちゃだめだと、実際の倒産は気がついたときはもうめちゃくちゃになつてゐるが実態なわけですから、うわざ段階でやらなくちやいけないこともあるかも知れません。

ですから、そのおそれというのはどこかで、恐らく裁判所の意見を十分聞く運用が考えられるところです。

○白井国務大臣 再生手続が開始されました場合には、再生債務者が再生債権に基づく強制執行等をすることができなくなるという法的効力を生ずるわけですが、それでも、労働協約や労働契約のような契約関係そのものにつきまして制約や変更が加えられるということはありません。

また、再生手続は、債務者と債権者との間の民事上の権利関係を調整することによりまして債務者の経済的再生を図る手続でございますから、労働組合等の団体交渉権を初めとする労働法上の権利関係に制約や変更を加えるものでもございません。

○北村(哲)委員 再度最高裁にお伺いしたいと思

います。

民事再生手続においては、労働組合の意見聴取

とかあるいは労働組合への通知がいろいろと織り込まれております。就業規則なんかの届け出の場合、労働組合の意見聴取は書面でやつておりますね。それを義務化するといろいろな支障が生ずるんですが、労働組合が文書なんかで意見をまとめてよろしいであります。

○北村(哲)委員 一度は、労働組合の意見聴取

とかあるいは労働組合への通知がいろいろと織り込まれております。就業規則なんかの届け出の場合、労働組合の意見聴取は書面でやつておりますね。それを義務化するといろいろな支障が生ずるんですが、労働組合が文書なんかで意見をまとめてよろしいであります。

○白井国務大臣 再生債権を有しない労働組合あるいは労働者代表というものは、債権者集会の本質的な構成員ではありませんが、事業の再生を目指すとすると再生手続の帰趨について重大な利害関係を有すると考えられますことから、特に労働者の過半数で組織する組合等の債権者集会への出席及び意見陳述を認めているわけでございます。

債権者委員会の制度といふものは、再生手続で任意的に組織される委員会で、一定の要件を満たすもの等につきまして裁判所が承認を与えるという制度でございます。実際にどのような債権者が手続外で組織される委員会の活動に参加するこ

めた場合は裁判所はきちっと受理をされなければなりませんけれども、その体制というか、そういうふうなことは一応慣習化している、あるいは実務上そのように取り扱っているというふうにお聞きしてよろしいでしょうか。

○千葉最高裁判所長官代理者 企業が倒産した場合に、その企業で働く従業員等の利益保護、これが重要な問題でございます。また、事業の再生を図る上で従業員の協力が不可欠であります。

そういうことから、民事再生手続においても従業員や労働組合の意見を十分聞く運用が考えられるところです。

○北村(哲)委員 今のはそれで結構でございます。ぜひそのあたりはきちんと取り扱っていただきたいたいと思います。

○北村(哲)委員 次に、債権者集会あるいは債権者委員会という規定があります。そこにおいては、労働組合、特に組合員だけではなくて、組合員が所属する上部団体の労働組合とか、あるいは労働者代表が債務者立場を代表して参加を求めた場合は、拒否をされず通常に入れていただけるのかどうか

か、入れるようなシステムになっているかどうかについての御説明をお願いします。

○白井国務大臣 再生債権を有しない労働組合あるいは労働者代表というものは、債権者集会の本質的な構成員ではありませんが、事業の再生を目指す

か、入れるようなシステムになっているかどうかについての御説明をお願いします。

○白井国務大臣 再生手続の帰趨について重大な利害関係を有すると考えられますことから、特に労働者の過半数で組織する組合等の債権者集会への出席及び意見陳述を認めているわけでございます。

債権者委員会の制度といふものは、再生手続で任意的に組織される委員会で、一定の要件を満たすもの等につきまして裁判所が承認を与えるという制度でございます。実際にどのような債権者が手続外で組織される委員会の活動に参加するこ

となるかということは、事業ごとにさまざまであるうと考えられますけれども、労働組合や労働者代表が賃金債権者の立場を代表して参加するということも当然あるものと考えられます。

労働組合が企業の外で組織されており、その支部が企業単位に組織されている場合には、当該企業の従業員でなくとも、労働組合の役員として債権者集会に出席することができます。

他方で、単に企業内組合の上部組織である場合には、その役員は法律上は債権者集会への出席権や意見陳述権を有しないこととなっております。

○北村(哲)委員 そのあたりは法律上の問題と事実上の問題がさまざまありますので、なるべく労働者の利益を代表するという意味で柔軟にやるべきだと私は思っております。

次に、法二十二条二項の債権者という項目があります。この債権者の中には当然賃金労働者は入ると思います。このあたりの基準といいますか、賃金労働者はすべて入ると理解していますが、あるとすれば、一ヵ月前の給料が滞納されてしまうと、どうすると確かに賃金債権者であるわけですね。そういう場合はこの申し立て権者の中の債権者に入るかどうか。そのあたりの基準といいますか、賃金労働者はすべて入ると理解しているか、あるいは、場合によつては入る、場合によつては入らないといふことがあります。その点についてのきつちりした説明をお願いします。

○白井国務大臣 再生手続は、再生債務者と再生債権者との間の民事上の権利関係を調整いたしまして、再生債務者の事業等の再生を図る手続でございます。

法第二十二条第二項は、再生手続において権利

関係調整の対象となる債権を有する者に申し立て権を認めているものでございます。すなわち、第二十二条第二項で言う債権者とは、再生手続が開始された場合に再生債権者となる債権を有する者を意味しております。

賃金労働者の有する賃金債権につきましては、再生債務者が株式会社または有限会社である場合には、その全額について一般先取特権が認められ

まして、再生手続における一般優先債権として権利調整の対象から除外をされております。したがいまして、賃金債権に基づく再生手続開始の申し立てはできないのです。

それ以外の、株式会社、有限会社以外の再生債務者の場合には、最後の六ヶ月分の限度で一般先取特権が認められておりますので、申し立て時点におきまして六ヶ月分を超える未払い賃金債権を有している場合には、第二十二条第二項に言う債権者に該当するとなります。したがって、出席できると

○北村(哲)委員 今の説明で大体いいかと思いま

す。

次に移ります。

共益債権の中での労働債権の扱いなんですけれども、再生手続申し立て後あるいは開始前等の労働債権の扱いというか、共益債権の中にどのよう組み入れいかれるのかということについて、先ほどから何回か言われておられるのですけれども、

ちょっとその点についての再度の整理といいます

か、お願いできますか、簡単で結構ですが。

○白井国務大臣 共益債権は、それが再生債権者全体の利益に資する共益的費用の性格を有することから、再生手続によらないで隨時弁済を受ける地位を与えられている、こういうふうに理解をいたしております。

手続開始後の労働債権は、事業再生という手続の目的を達成するために不可欠な労働を提供した債権者との間の民事上の権利関係を調整いたしまして、再生債務者の事業等の再生を図る手続でございます。

法第二十二条第二項は、再生手続において権利

関係調整の対象となる債権を有する者に申し立て

権を認めているものでございます。すなわち、第

二十二条第二項で言う債権者とは、再生手続が開始された場合に再生債権者となる債権を有する者を意味しております。

賃金労働者の有する賃金債権につきましては、再生債務者が株式会社または有限会社である場合には、その全額について一般先取特権が認められ

位置づけられておりますけれども、これが再生手続の関係だけならばそれはそれでよろしいのです

が、再生手続がだめになつて破産手続に移行した場合には、これは法律上当然に、いわゆる破産上

の財團債権とならないために、優先権がなくなつ

てくるということになります。したがつて、せつかり、破産法の改正のときにはぜひきちんと決まりますけれども、今はまだ旧破産法ですから、どうしてでもそのあたりで空白期間が生じるわけです

ことで、資金の確保に支障が出ることになるんじやないかと思いますけれども、それについてはどうのように考えてどのような対応を考えておられるのかという点についての御質問をしたいと思います。

○白井国務大臣 再生手続における一般優先債権

は、手続による制約を受けずに随时弁済するものとされています。このため、一般優先債権に該当する賃金債権は、再生手続が継続する限りにおいて随時弁済が認められる理由は、債権者全体の利益に資する共益的費用としての性格を有することから、再生手続によらないで随时弁済を受ける地位を与えられている、こういうふうに理解をいたしております。

しかしながら、破産手続における財團債権については随時弁済が認められる理由は、債権者全体の利益に資する共益的費用としての性格を有すること等に由来するのに対しまして、再生手続における一般優先債権といふものは、手続の構造を簡易にするために、一般的優先債権のある債権を手続の対象に含めないとする、そういう政策的な理由に由来するものでございます。

○白井国務大臣 先ほどお答えをいたしましたとおりでございますけれども、今後全体的な改正作業の中で引き続き検討いたしてまいりたいと思っています。

破産法につきましても、今後全面的な見直しと

いうものを行つ予定でございますが、その中で検討すべき主な課題といたしましては、労働債権、租税債権等の各種債権の優先順位の見直しを始めとする倒産実体法の規定の整備、急増する個人破産に対応するための規定の整備、國際倒産に関する規定の整備などがございます。

これらの課題につきましても、現在、法制審議会の倒産法部会におきまして審議を継続していた

だいているところでございまして、できるだけ早い時期に成案を得まして、関係法律案を国会に提出いたしたい、このように考えております。

○北村(哲)委員 ただいまのお話の中にも若干出

ておりましたけれども、日本の倒産手続では労働

債権が、ある程度優先権は与えているけれども、

今一番問題になつてゐるのは、租税債権よりも劣

後位に置かれているという事実があります。ですか

ら、倒産しても余りお金が残っていない場合は、

租税でみんな持つていかれてしまつて労働者は後たわけです。

○北村(哲)委員 最後のところをお聞きしたかつたわけです。

すぐに破産手続がきつちりと受け皿になればいいのだけれども、今はまだ旧破産法ですから、どうしてでもそのあたりで空白期間が生じるわけです

から、破産法の改正のときにはぜひきちんと決まります。

もう一回、破産手続改正の際にこの点の格差とい

うか空白を埋めるような形、そして移行後に別に

やつていただきたい。そのあたりについて大臣に

もう一回、破産手続改正の際にこの点の格差とい

回しにされるということがあります。

ドイツ倒産法では、既に旧ドイツ法でも、租税が優位というよりもかなり同等に置かれており、さらに最近の新倒産法では、倒産法自体では

劣位に置かれていないけれども、別の法律で租税よりも優位に置かれているというところで進んでおるわけですね。ですから、その点も視野に入れて、制度の見直しを相当図つていかなればいけないと思うのですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○白井国務大臣 企業が倒産をいたしました場合には、労働債権のほか、一般的の取引債権、租税債権、公課債権等のさまざまな債権の間の優先関係が問題となるわけでございますが、このような各種債権の優先関係というのは、国税徴収法、地方税法、国民健康保険法、民法、商法等々の実体法により定められております。そして、各倒産手続におきましては、各種の債権につきまして、实体法上の優先関係を前提としつつ、その範囲内におきまして、各手続の目的や性格に応じてその手続上の取り扱いを規定いたしております。

今議員御指摘の労働債権と租税債権との優先関係の問題につきましては、倒産法制のあり方のみにとどまらず、各種の債権者の利益の調整という実体法のあり方にもかかわる極めて大きな問題であると認識をいたしております。さらに十分な検討が必要である、このように考えております。

本年一月から施行されておりますドイツの新倒産法におきましては、委員御指摘の租税債権のほか、労働債権も含めて一般の優先権のある債権に関する優先的取り扱いがすべて廢止されたものと承知をいたしております。しかしながら、我が国におきましてこのような制度を導入することが相当であるかということにつきましては、倒産法制のあり方によるとどまらず、先ほど申し上げましたように、労働債権を含む各種の債権の保護に関する法制度のあり方にかかる極めて重大な問題であると考えております。その方針と方針を立てております。

○北村(哲)委員 ただいまの慎重な検討は、積極的な意味で慎重に進めていくというふうに理解したいと思っております。

そろそろ終えたいと思いますが、ところで、この大型の基本法は大変条文が多く、今までの知識

というか倒産法制から見ると随分新しい問題がたくさんあって、しかも、これから使ってみなければ、果たして有効かどうかという点がわからない

条文もたくさんあります。そういうことで、現実に施行してみて、使い勝手のいいところ悪いところなどを見えて、不斷の見直しが必要と思う

わけでございますけれども、その点についてどのようにお考えでいらっしゃるか。

○白井国務大臣 倒産処理は経済社会情勢と極めて密接な関係を有するものでございますので、再生債務者の再建に役立つものであるためには、委員御指摘のとおり、法施行後の利用状況等を踏まえまして、適宜見直しを行っていくことが必要であると考えます。

○北村(哲)委員 最後にになりますが、民事再生法が中小企業等の再建に利用されるためには、この法律だけではなくて、関係省庁を含めて関連施策の強化が必要であろうと思います。そういうものについては、あわせて実効性あるものが装備され

ているかどうかについて、どのようにお考へで

しょうか。

○白井国務大臣 再生手続が中小企業の再建に活

用されるためには、民事再生法の制定に加えまして関連策の整備充実が重要であるということ

ことは、委員御指摘のとおりでございます。

民事再生法の施行後、実際の運用状況等も踏まえまして、関係省庁とも協議をしつつ、適切に対処いたしてまいりたいと考えます。

○北村(哲)委員 それでは、これまで最後の質問に

権利や労働条件の承継など、労働契約の保護を図ることが必要であろうと思っております。それが

切り捨てられてはならないと思っております。したがって、営業譲渡あるいは企業合併、分割など、企業組織再編に伴つて、そういうことに共通する労働者保護立法というものが必要であろうと考えております。労働者保護立法に関する法務省の所管ではないと思いますけれども、そういうものと関連しなければならないと思っております。大臣は、その点についてどのようにお考へでしようか。

○白井国務大臣 今委員御指摘をいただきまして、企業組織の変更等に伴つて生ずる労働関係上の問題につきましては、法務省といたしましても労働者保護立法といふものが必要であろうと考えておられます。労働者保護立法に関する法務省の所管ではないと思いますけれども、そういうものと関連しなければならないのではありませんか。裁判所も含めてそれを認識しながらこの法律の運用に当たなければならないのではなかろうかと

いうふうに思います。

そこで、現代というのはどういう時代かというものを経済的に見てまいりますと、これはいわゆる変化の時代である。これは非常に大きな構造的な変化が現在起きているのですね。今までとは大企業組織の変更とおっしゃいました。これは言葉の問題、恐らく理解は一緒だと思いますが、企業組織の変更とおっしゃいました。これは言葉の問題、恐らく理解は一緒だと思いますが、企業組織の変更といふと、株式会社から有限会社に変更といふと普通言うものですから、むしろそうじやなくて、組織が変わることによる理解をして、そういうお話をだつたと理解します。私の質問を終えたいと思います。

○武部委員長 日野市朗君。

○日野委員 非常に大部の法律を用意なさいまして、御苦勞さまでした。

私も、決してこの法律に異を唱えるものではありません。賛成という立場で物を伺つていくわけ

であります。しかしそれにしても、やはりいろいろ気になります。

そこで、この民事再生法を見ますと、裁判所の関与というのが非常に大きいわけですね。私は常々思つてゐるのでですが、司法というのはやはり

そういうものですね。原則としてそういうものであります。この法律では、これから企業を再生させていこうという前向きの方向性というものが与えられるということがあります。

私は、そこで、現在の事態がどういう事態な

かということをやはり十分、もちろん法務省も、それから国のすべての機関がこれを認識しながら、裁判所も含めてそれを認識しながらこの法律の運用に当たなければならないのではなか

うかとおもいます。

そこで、現代というのはどういう時代かといふ

ものを経済的に見てまいりますと、これはいわゆる変化の時代である。これは非常に大きな構造的な変化が現在起きているのですね。今までとは大企業組織の変更といふと、株式会社から有限会社に変更といふと普通言うものですから、むしろ

も聞いていまして、企業の合併とか分社化などいろいろな、これは当委員会でも取り扱つてき

た問題ですが、そういうふうに企業のあり方そのものも違つてきている。

それから、これから企業が生き残つていくためには、新しいニーズを積極的に取り込んでいかなければならぬといふと、社会の構造的変化、経済構造の基本的なところに踏み込んだ変化、こういうものもあります。

一方では、中小企業なんかには非常に氣の毒な

のですが、金融制度に対する大変革なんかがありまして、貸し済りというような事態も進行していく

のですが、金利制度に対する大変革なんかがありまして、貸し済りというような事態も進行していく

わけですね。これもやはり企業の倒産には大きく影響していると思うのですよ。銀行の貸し済り

はけしからぬと言つてみたところで、銀行だつて

利益を上げなくちやいかぬ、それからあとは自己

資本率も上げなくちやいかぬ、こういう要請もあ

りますが、しかしそれでも、やはり銀行ばかり責めるわけにはいけません。

そういうこともあります。中小企業の方に資本が流れないと、こんなこともありますし、全体的には、結局これまでの経営者のモラルというものも指摘されなくちやいかぬ点でありましょ

う。今まで銀行のみならずどの業界でもやはり

のような場合、または特定の債権者が非常に厳しい取り立てをやつて、そのため企業の経営者が姿を隠したとか、そういったニュースがどつとファックスで広がるわけですよ。こういう事態について、ファックスでずっと知れ渡るということはプラスの側面もあるという説明をする人もいるわけです。そういう説明をする人もあるわけですね。そうではないとこれは早い者勝ちになってしまいます、私は、信用の失墜の方がもつと大きい。ありますから、私は、こういう倒産ということは、こうこうこういう場合に限って、ファックス等による周知行動、こういつたものは抑えるべきだと思う。あなたはいかがお考えになりますか。

○茂木政務次官 倒産の定義につきましては先ほど答弁を申し上げたとおりですが、先ほどから委員御指摘いただいておりますように、まさに今、日本経済は大きな構造転換の時期にありますし、その中で、例えば中小企業でいましても、開業率を廃業率が大きく上回る、こういう状況が十年以上続いている。そういう中につきまして、一度事業に失敗した人間においても再挑戦で生きる、そういう起業家精神を育成していく、涵養していく、こういうことが大変重要だと考えておりまして、今回の法案でありますけれども、そういうふうに考えております。

○日野委員 この法案としてその評価はよろしいのですが、これは確かにあなたが言うとおりいろいろ使える法案です。

ただ、現在のような、企業の倒産が非常にふえてきて雇用が非常にタイトになつて、そして、じやめ失業した人を受け入れる受け皿があるのかといふと、それもなかなか育たぬというような状況の中では、今倒産というのは、できるだけ倒産させないよう努めをすると、これはもう私たち政治家それから政府も努力を随分やっているところですよ、そつちこつちからいろいろ批判を受けながら。

ですから、私はこの中で、この倒産という言葉の意味ということであなたに来ていただいたけれども、安易に使つてもらいたくないというふうに私は思います。特に中小企業なんかはあなたのところの所管ですから、私はあなたにこのことをお文しておきたいというふうに思います。あとは法務省との間でいろいろやりますから、あなたには御退席いただいて結構です。もし何か、いやもつと、ちょっとと言つていただきたいことがあるというふうとだつたら、どうぞおっしゃってくださつて結構ですよ。

○茂木政務次官 せつかくもう一度というお話をありますので。

〇日野委員 私も、ぜひこの法律で、生き延びられるものは生き延びさせていく、そして新しい可能性を与えていくということは必要だと思うんです。ですが、実は私、こういうレベルで、まだこれから生き延びていこうというんですから、倒産だと言わせたくないんだよね。まだ生き延びられる可能性があるからこの法律で生き延びさせていこう、こういうことなので、茂木さんが今通産省の政務次官としておっしゃつていただきたいこと、大体これはそのとおりではあるんです。

まず、一般的に言われているのは、不渡り手形、それで銀行取引停止、それから会社更生法の申請、それから会社の整理ですな、商法二百八十二条。それから、これはよくあるんです、債権者会議を開いて内整理を始める、法律的な手続じゃ面倒だから内整理にしましょうと、なあなあでやるわけですね、そういう場合。それから、和議の申請。こういうものを大体倒産だ、こう言っているんです。

ただ、こういうことで倒産だという、大体大きくな情報機関、調査機関というものは、さつき名前が挙がった何とか興信所とか、大きいところはまだいいが、小さいところがだあつと流すファクス、これは非常に害をなすと私は思っているんです。ここで倒産という言葉を使ってしまったからしようとしないじゃないのと言えばそうだけども、これはもつと前向きに、企業、特に中小企業、個人企業、こういったものを立ち上げらせるためのものなんだとということを少し積極的に法務省も裁判所もこれは言うべきなんだうと、いうふうに思いました。この適用の申請をしたから、ああ、あそこはだめだ、こうなつたら銀行なんか金を貸しません、もう今の銀行は。今までえ、ちゃんと仕事を

(横内委員長代理退席、委員長着席) ○白井國務大臣 委員御指摘のとおり、倒産といふことが実態に先行して流されるということによつて、さらにその企業は加速的にダメージを受けるということはよくある例でございまして、そういうことはできるだけ避けたいものだというふうに考えております。

やついていても貸さないんですからね。そういうことを考えなくちやいかぬだらうし、それから、みんな戦々恐々としている取引先なんかに悪いイメージを与えてしまうと「う」とは何としても避けたいと私は思う。

れを政府部内で、法案の名前にも、さつき通産の方で倒産防止法とかという、そんな安易にこれを使うべきではないのであって、それからあとは、そういうた信用調査機関なんかもこれは安易に使うべきではないのであって、また、ファクスではあつと流したりすべきでもないのであって、この問題というのはきちんとやはり政府としても一つの指針を出した方がいい、私はこう思いますが、ひとつかかるべき場所で、こういう問題の提起があつたということはどうぞ内閣として検討することを努力してもらいたいというふうに思いますが、

では、今度はまた裁判所にちょっと伺います。倒産する企業というのは、やはり倒産するだけの理由はあるんですね。まず、その倒産原因として、やはり一つは不景気を挙げました。しかし、不景気で倒産するところもあるが、ちゃんとやつてあるところだつてある、一方もうけているところだつてあるわけとして、だから、不景気なんだということで企業として、経営者がファイトをなくすようなことであつては困ると思つてます。まあ、一つこの不景気というのは個々の企業はどうにもならないこともあるんだろうと思います。それから、さつきから私は言いましたが、社会の、特に経済の構造的な変化、こういうものがずっとあるわけですね。それから、経営者の態度といふものもある。

一方で、会社更生法での会社が更生できるかどうかということについては、やはりそれは更生管財人の力量にかかりますという議論がありましたが、実際、私もそうだと思います。やはりそれは、やはり銀行が思つたつて、つまらないの人が銀行に行つて金を貸してくれと言つたつて、これが貸すものじやありません。やはり、ああ、この人なら貸してもいいなど銀行が思つたつて、これは更生管財人といふのは、やはりかなりの、それなりの人物、人材が充てられていたわけですね。

さて、そういう私がさつき述べた経済状況の中では、今度のこの法律で定めている機関、調査委員はまあとしても、監督委員それから管財人といふ職務がありますね。調査委員も含めて、こういう人材はどういうようにして選ぶのか。今までの更生管財人なんかの例もありでしようから、おつしやられれば更生管財人の例なんかも引きながらやつただけはありがたいんだが、そこはあえて要求はしませんが、どういうところからどうして選んでいくのかといふことを話してください。

○千葉最高裁判所長官代理者 民事再生手続が円滑に動くためには、各機関どういう人を得るか、大変重要なことであるかと思います。それぞれの機関に当たられる方の知識、経験というのが大きな問題になつてしまります。

具体的に申し上げますと、従前の会社更生手続や和議手続の運用などござりますので、それらの運用に照らしますと、監督委員といふのは、やはり法律的な側面からのチェックが職務の中心になりますので、弁護士の方から選ぶということにならうかと思ひます。この点につきましては、それぞれ各府がいろいろな過去の処理例などを持つておられますので、そういうようなものを中心に選任していくことにならうかと思ひます。

調査委員につきましては、再生債務者の財産調査が職務の中心になりますので、公認会計士や税理士を選ぶ。

管財人は、これは委員御指摘のとおり企業の再生にとりまして大変重要な地位を占めるわけでございます。これは、業務の遂行を行ふ、それから法律的な事務を行つますので、やはり弁護士の方、それからやはり事業経営に精通した実務経験豊富な方、これらをいずれかまたは双方、これを選んでいくということにならうかと思ひます。

具体的にそういう管財人をどういうふうに選んでもいいかということは、会社更生事件などにつきましても随分そういう先例等もござりますので、

そういうものを前提にして各裁判所が適正な処理をしていくのではないかと考えております。

ただ、再生債務者の個性というのもございます、それから地域の実情などもございまして、給付がある程度ありますね。調査委員も含めて、こういうふうにお考えですか。

○千葉最高裁判所長官代理者 民事再生手続は、和議手続と会社更生手続、両方の利点を生かしてその問題点を解消するために制定される手続でございますので、和議が廃止されるということとか、

今度の手続が非常に利便性があるということなどを考えてみると、従前の和議事件よりも多くの事件が多分申し立てがされるのではないかというふうに考えております。ただ、現時点では、なかなか

事件数の見込みを立てるとは難しいわけでござります。

ただ、裁判所ではこれまで、倒産事件について、ある程度まとまつた事件数がある場合には専門部あるいは集中部を置きまして、そこで蓄積されたノウハウを生かせる処理体制をとつてきています。

民事再生手続につきましては、和議手続を基本として、会社更生手続を参考にした改正が加えられたものでござりますので、現在の専門部ないし集中部による処理という事務処理体制におけるノウハウを活用することができるわけでござります。

ただ、事件数の予測でござりますけれども、これが急増するということになりますと、そういう

ございませんが、集中部的なものもござりますので、そういうもので得られているノウハウを生かしながら処理をしていきたいと考えております。

ただ、事件数の予測でござりますけれども、これが急増するということになりますと、そういう

ございませんが、集中部的なものもござりますので、そういうもので得られているノウハウを生かしながら処理をしていきたいと考えております。

それから、先ほどの答弁の中でもちよつとお触りになりましたが、専門部制とするのか、それから地方の裁判所になると、必ずしも専門部といふふうに機動的な、人的な体制を検討していきたいと

は、裁判をやっていればいいようなものを、本當は行政がやるべき部分まで司法のところにいろいろ押しつけられるという側面がこのところ非常に多くなつてしまつて、しかし、やはり果たすべき役割はちゃんと果たしてもらうようにお願いをした

いというふうに思います。

今度は法務省に伺いますが、先ほどから私が気にしている点について、まだはつきりしたお答えがいただけがないのです。

二十二条について聞きます。再生手続開始の申し立てについてです。

先ほど北村委員も話していたんですが、「破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるときは、」こう書いてありますね。そして、こうこうこういう場合は申し立てができるんだ、こういうふうになっています。これは、従来のいわゆるこの種の法制度と比べてみると、要件が甘いんです。甘いというか、これは要件を拡大して広く窓口を開いているというか、私は窓口を開いているんだろうと思います。そしてまた、二十五条を見てください。こういう場合は申し立てを棄却しなければならない、こう書いてありますね。そして、その棄却すべき事由というのは、これは非常に限定的なんです。

つまり、これは、非常に広い門戸を開いているんだろうと思います。そしてまた、二十五条を見てください。こういうふうに読んでよろしくございませんね。

○白井国務大臣　今委員御指摘の法第二十一条は、和議手続において手続開始原因が破産原因と同一とされていることが再建型の倒産処理手続としての実効性を損なつているとの指摘を踏まえまして、会社更生法第三十条に倣いまして、和議手続よりも手続開始原因を緩和いたしております。

一方、法第二十五条は、再生手続開始の申し立てを棄却すべき事由を定めておりましたが、同趣旨の規定である会社更生法第三十八条を参考といたしながらも、より迅速に判断することができるよう配意した棄却事由を定めています。

このように、第二十一条及び第二十五条は、再生手続ができるだけ幅広く利用されるよう、手続開始原因及び手続開始の条件を緩和いたしております。

以上であります。

○日野委員　一般的にそういうふうにお答えいたしました。

だいたところで、ただここで、先ほどから私、産業の構造、経済の構造が変わってきて、こ

う言いました。例えば、信用保証協会がもやみやたらと信用保証することがいいのか悪いのかなん

だくということでございます。

中身的に申し上げますと、監督委員などの機関に対する報酬、官報公告費用、それから各種通知費用、これは郵送料等でございます。そういったものが引き当てとして予納されて、事件ごとに納

めることになりますが、機関に対する報酬というのが大部分にならうかと思います。

○日野委員　これは申し立てのときには、になります。いかがですか、そのところは、

千葉最高裁判所長官代理者　委員御指摘のとおりでございます。

○日野委員　報酬も含むものですから、破産手続でも、管財人に対する費用なんかも入りますから、報酬なんかも入りますから、割と大きい額になります。この額が納められないために再生手続が申し立てられない、手続の開始がしてもらえないといふようなことになるというのも、やはりいざさ

かの違和感を感じます。

○日野委員　いや、これは小さな企業なんかの場

は、どういう科目がその費用の内訳になりますか。

○千葉最高裁判所長官代理者　予納金と申しますのは、手続に要する費用をあらかじめ納めていた

以外のものであるかによって再生手続上の取り扱いを異にする合理的な理由はないものと考えております。

よいよこれから再生が始まるわけでございまして、予納金が払えない環境というのはなかなか離しないんじゃないだろうか、こういうふうに感じております。

○日野委員　いや、これは小さな企業なんかの場合は、よく予納金が払えないということはあるのですから、そういうところは最初からだめよというようなことを言われると、最初からだめだとおっしゃったわけではないのだろうけれども、そういう言い方をされると、この使い道といふのは非常に限られたものになってしまっておりま

す。

○日野委員　いや、これは小さな企業なんかの場

前的原因に基づいて生じた請求権は、原則として再生債権となります。したがって、再生債務者が手続費用を予納するために借り入れをした場合には、その借入金の返還請求権は再生債権となり、再生計画に基づいて弁済される、こうすることになれるわけでございます。

再生手続の申し立て前に借り入れがされた場合に、借入金の使途が手続費用の予納であるかそれ以外のものであるかによって再生手続上の取り扱いを異にする合理的な理由はないものと考えております。

○日野委員　いや、これは小さな企業なんかの場

は、どうやって何十年も生きてきました。だから、

その問題点について余り意識しないで来ているんだけれども、現実には、先ほど北村委員も言つた

ように、この公租公課を先っぽんと持つていかれてしまうところのものは残らぬ。ですから、再生

手代、印紙代、いろいろ内容はあるんでしようが、何は納めなさい、こう言つてくるわけです。これ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国務大臣　正確にお答えできるかどうかわ

かりませんが、再生債務者に対して再生手続開始

費用といふのは、これは裁判所が命令す

るわけですが、どのくらい納めなさいと。大体、実

務では、何は納めなさい、こう言つてくるわけで、

これは何かもつと別の取り扱いはないんでしょ

うか。申し立てをするための費用、そしてそれが

うまくいけば一般の債権者にも利益になることで

すから、これは共益費用とかなんとか、そんなふ

うに扱える道はないものかというふうに私は思

うのですが、これは法務省だな。

○白井国

益費だと言つたつてだめですね、これは。公租公課、先にばんと持つていかれててしまう。こういうあり方というのは、我々もずっとそれに親しんできたから、まあそんなものさと思つてゐる向きはあります。

ところが、外国の立法例、先ほど西ドイツの破産法の話で、公租公課ももう優先的なものじやなくなつたというお話をしました。私は、これは恐らくILOの九十五号条約にのつとつてゐると思うのですね。ILOの九十五号条約は、こういう公租公課と労働債権を比較して、公租公課の方が優先というのはおかしいよ、こう言つてゐる。残念ながら、日本ではまだ批准していないのですが、このILO九十五号条約というのは一九四九年の条約です。四九年、もう何年前ですか。それをまだ日本では批准していない。私は、これだけでもかなり国辱物だなとは思つてゐます。

こういうように、公租公課である、租税債権であるということだけで当然の優先権を主張できるべきものとする、我々が今までずっと実務上やつてきた考え方というのを改めなければならないのではないかと私は思ひます。

この点については、先ほどから北村委員も問題にし、これはかかるべき場で、法制審の場でもいろいろ議論になるであろうというふうに思いました。ですから、公租公課は優先だという今までの常識の枠、これからはみ出した議論をなさるよう、ひとつ法務省の中でも、公租公課が最優先、それは当然じゃないの、裁判所の中でも公租公課が最優先、それは当然じゃないの、こういうふうに思つてゐるが、その枠をせひ破つて考えてみていただきたい。これから小さな政府にならうといふんでしょう。そうすれば、そういう民間と政府との間で当然政府が最優先を主張すべき根拠といふのは、そもそも社会的な実態からも失われてきているんです。そういうことをひとつ努力したいというふうな答えをいたさたいですね。

○白井国務大臣 先ほど北村委員からお話をいたしましたドイツの法律というのは、まさに公租

公課あるいは労働債権、一般債権を同一に扱おうとするもので、そういう意味では大変画期的なものだと思いますが、我が國日本の場合には、そのまま適用できるかということは大いなる議論が必要だ、こういうふうに思います。

企業が倒産をいたしました場合には、労働債権のほか、一般的の取引債権、租税債権、公課債権等のさまざまな債権の間の優先関係が問題となるわけでございますけれども、このような各種債権の優先関係は、国税徴収法、地方税法、国民健康保険法、民法、商法等々の実体法により定められております。

各倒産手続においては、各種債権について、実体法上の優先関係を前提としつつ、その範囲において各手続の目的や性格に応じてその手続上の取り扱いを規定いたしております。このような各種債権の手続上の取り扱いのあり方につきましては、現在法務省が行つてゐる倒産法制の全面的な見直し作業の中においても検討を行つてゐるところでございます。

今後とも、各省庁とよく連絡をとりながら、こうした点についても検討をさせていただきたいと思います。

○日野委員 終わります。

○武部委員長 坂上富男君。

○坂上委員 私、少し風邪を引いておりまして、せきが出来ますので、あるいはお見苦しいことになれるかもしれません、御容赦いただきたいと思つております。また、北村先生、日野先生の質問、結構同じことを、ダブルのような質問が出るものだと思って、私も感心をして聞いておりました。ちょっととダブルの部分もありますけれども、また別の観点から質問させてもらいたいと思つております。

まず一つは、私の質問というのは技術的なあるいは解釈的な質問が多うございますから、どうぞ

そこで、さつき出た問題ですが、民事局長、倒産という概念をどんなふうに解釈されていますか。

○細川政府参考人 私どもの所管の法律には倒産という言葉は使つていてないわけですが、一般的に学者の間では、破産法、商法の特別清算、会社整理、それから和議、会社更生を含めて倒産法と言つております。一般的な用語といたしましては、倒産というのは、債務者が債務を弁済することができない状態になつたというのを倒産と言つてゐると思いますし、また、マスコミ等では、不渡り手形を出したというのを倒産という言葉を使つてゐるようと思われます。

○坂上委員 この再生の申し立てをした企業は倒産ですか、あるいは倒産の一歩前というふうに理解していいか、どつちですか。

○細川政府参考人 申し立ての原因は、破産原因が生ずるおそれがあるということになりますが、実はこれは既に破産原因がある人も含まれております。努力では債務を弁済することができない、債務の弁済が著しく困難な状況にあるという状況でございます。ところが、そういう状況にはまず不渡り手形を出していない場合もあるわけでござりますから、いわゆる一般の倒産に当たらない場合もあるのではないかなどいうふうに思つてゐるわけでございます。

○坂上委員 立法の目的というのを、こうあなた方は言つてゐるんですね。経済的に窮境にある債務者について、その事業、経済生活の再生を合

理的かつ機能的に図るためにいわゆる再建型倒産処理手続の基本法を制定する、こう言つてゐるんですね。どうもこれを見ると、再建型倒産処理というとやはり倒産なのか、こうも思われるわけですが、中・小企業等に再建しやすい法律的枠組みを提供し、債権者らの利害関係人にとって公正かつ透明で、現代の経済社会に適合した迅速かつ機能的な再建型倒産処理手続を新設する、こういふうに言つてゐるんですね。

そこで、普通、会社更生を申し立てる、和議を申し立てる、会社の特別清算を申し立てる、こう思つておるわけでございます。

いたしますと、新聞の記載の仕方がどうなるかおわかりですか、どう言うか、極めてよく書いてあるんですよ。まあ私から申し上げますが、A会社は会社更生を東京地方裁判所に申し立てて事実上倒産した、こういうふうに、全部倒産なんですよ。

そうしますと、この場合、私はやはり倒産をするんです。まあ私から申し上げますが、A会社はやはり倒産なんだ、したがつて、おまえらはやはり立ち上がってこい、こう言うのか、もう一步足を踏み外すと地獄へ落ちるが今のうちなら頑張ろ、いやないかという趣旨なのか、その辺ひとつきちつと。

○細川政府参考人 申し立ての原因でございますが、これにつきましては、破産原因が生ずるおそれがあるということになつておりますが、実はこれは既に破産原因がある人も含まれております。しかし、また現実に破産宣告を受けた人もこれは適用の対象になるわけです。これは、要するにそういう人たちでもこれから再生の可能性がある場合に、はこの再生手続によつて再チャレンジをお助けしよう、こういう思想でございます。

提案理由説明で再建型の倒産法制という言葉を使いましたのは、これは学者の世界で一般的にその言われておりますし、現在それにかわる適切な用語がないのですから、そういう言葉を使わせていただいたわけです。

ですから、私どもとしては、今後、民事再生法が申し立てられたからもう既に倒産したんだというふうには余り言われたくないなとは思つてゐるわけでございます。

○坂上委員 だけれども、法務省の公文書には書いてある、倒産処理手続だ、こう言つてゐるんですね。これはやはり問題ですよ。これはやはり一考すべき問題だらうと私は思つんです。でありますから、倒産じゃないんだ、ぜひひとつこれは御検討いただきたいと思っていますが、これは政治的な判断ですから、大臣いかがですか、答弁。

○白井国務大臣 今参考人の方からお答えいただきましたとおり、手続申し立て者の中には、既に倒産状態にある者、そうでない者、両方あるうかと思っております。そういう意味におきまして、再生の決意のある企業者がしっかりと再生できるようなものにしつかりいたしてまいりたいと思ひます。

○坂上委員 やはり報道とかそういうようなものによつてばんと影響を受けるわけですよ。そこで、やはりこの再生法は倒産手続ではないんだという理解の上に立つてこの問題を処理しなきゃならないんじゃないいか、私は、ぜひ修正をひとつお願ひできないかと思つております。

でありますから、この辺もひとつ御配慮いただきたいと思いますし、中には、倒産でないけれども再生の申し立てをしたとき、報道機関がどう書くかということなんですね。再生申し立てをして

事実上倒産したと書かれたら、これもまた身もふたもないという感じなんじやなかろうかと思いま

すが、ぜひ法務省の方、かつて私たちが盜聴法をやつたとき、盜聴法じゃないんだと言つてみんな

報道のところへ飛んで行かれましたが、それぐら

いの対応をして、本当にこの法律を守るんだ、企業を守るんだという立場に立つならば、今言つた

問題は私は基本的に最も大事なんじやなかろうか、こう実は思つておるわけござります。

そこで、何で和議法を廃止しなきゃならないん

ですか、和議法も残しておいたらどうでしようか。

○細川政府参考人 和議法につきましては、従来さまざま問題点が指摘されております。

まず、申し立ての原因が破産原因がある場合に限られているところが狹過ぎるので、もつと早い段階での再生に使うことができないということで

す。それからもう一つは、保全処分等で担保権の

実行をとめることができないという問題がある。

さらには、開始した後でも担保権が実行される場

合にはそれをとめる方法もない、担保権を消滅さ

ります。

○坂上委員 やはり報道とかそういうようなものによつてばんと影響を受けるわけですよ。そこで、やはりこの再生法は倒産手続ではないんだという理解の上に立つてこの問題を処理しなきゃならないんじゃないいか、私は、ぜひ修正をひとつお願ひできないかと思つております。

でありますから、この辺もひとつ御配慮いただきたいと思いますし、中には、倒産でないけれども再生の申し立てをしたとき、報道機関がどう書くかということなんですね。再生申し立てをして

事実上倒産したと書かれたら、これもまた身もふたもないという感じなんじやなかろうかと思いま

すが、ぜひ法務省の方、かつて私たちが盜聴法をやつたとき、盜聴法じゃないんだと言つてみんな

報道のところへ飛んで行かれましたが、それぐら

いの対応をして、本当にこの法律を守るんだ、企業を守るんだという立場に立つならば、今言つた

問題は私は基本的に最も大事なんじやなかろうか、こう実は思つておるわけござります。

そこで、何で和議法を廃止しなきゃならないん

ですか、和議法も残しておいたらどうでしようか。

○細川政府参考人 和議法につきましては、従来

さまざま問題点が指摘されております。

いま一つ、実は予納金は一応最終までの予納金

なんですね。だから、最初は半分ぐらい、そして

みんながこれに協力するようになれば後から納入

おるわけござります。

いま一つ、実は予納金は一応最終までの予納金

なんですね。そういう点は私はもっと弾力を持つて

やついただきたい、こう思つておるわけござざります。

第一類第三号 法務委員会議録第十号 平成十一年十一月一日

います。倒産じやないんですが倒産しそうな人が金のやりくりなんというのをやるのはなかなか容

易じやありません。でありまするから、できるだけ裁判所の方で、せめて予納金の半分ぐらいはあれば、あとの半分をいついつ納めろというとき

に納めなければそれは却下すればいいんでござい

ます。

○坂上委員 それ方法もない。さらには、計画が裁判所に認可

せん方法もない。さらには、計画が裁判所に認可

された場合でもこれを強制する道が不十分

であったとということですから、専門家の皆さんあ

るいは利用者の皆さんの御意見を伺いまして、そ

ういった欠陥を直したわけです。こういったもの

でございまして、したがいまして、これは新しい

法律をつくるなければならないということになる

わけでございます。

そういたしますと、和議法というものによると

ころは生かしながら欠陥を直したというのが今回

の民事再生法案でござりますので、多数の手続が

あるということは非常に法律の体系を複雑にいた

しますので、やはり和議法は廃止した方がいいと

いうことになつたわけござります。

○坂上委員 どうもちょっと、明敏な民事局長の

答弁としては私は納得できかねます。

これは、やはりこのもの自体が弊害を及ぼして

いるというならそれは廃止すればいいんですが、

これは場合によつては組合が二つ、三つあること

があります、少數組合と言われるところがあり

ます。こういう人たちのもつけるようになるんで

しょうか。この辺も心していただきたいと思いま

すが、いかがですか。

○千葉最高裁判所長官代理者 まず最初に、予納

金の額でござります。

具体的な予納金の額につきましては、各裁判所

が再生債務者の事業の内容、財産の状況それから

債権者の数等の諸事情を考慮して定めるというこ

とになります。具体的にどの程度の額になるかは

ちょっとわからないところでござりますけれど

も、先ほど申し上げましたような機関に対する報

酬というものが大きな割合を占めるということにな

ろうかと思います。

二番目に、分割の納付ができるかという趣旨

の御質問がございました。

それから、最高裁、私も聞こうと思つたんで

が、予納金というのは、この問法務省の方から御

答弁いただいているんです。だけども、裁判所

はどの程度のことをお考えになつているのか、そ

れもひとつお聞かせをいただきたい、こう思つて

おるわけでござります。

いま一つ、実は予納金は一応最終までの予納金

なんですね。だから、最初は半分ぐらい、そして

みんながこれに協力するようになれば後から納入

ができるかと思います。

あるといつても和議の場合は整理委員、

管財人の二つの機関を必要的に選任しなければな

らないわけですが、再生手続の場合はそうでもございませんので、総体的には低くなるのではないか

かというふうに考えておるわけでござります。

○坂上委員 私は、ぜひ裁判所も、前半分、後半

分、これは分けていいんじやなかろうか。後半の

分を納めなかつたらこれは却下すればいいことで

ございますから、それぐらいの配慮をしていただ

きたいと思つております。

判断かと思ひますが、恐らく一括納付という扱いが多くなるのではないかというふうに考えております。

再生債務者におきましてそういうものが制定さ

れている場合につきましては、そういうものをす

べて申し立ての段階で添付するというような形で

の規則を今準備しているところでございます。

○坂上委員 全部ですね、小さい組合も。

法務省、予納金の金額、この間おっしゃってい

たんですが、もう一度おっしゃって、それと間違

いなかないか

いなかないか。

○細川政府参考人 予納金は、ただいま御説明が

ございましたように種々の費用に充てられるもので

ございます。ですから、具体的な事案によつて差

があるわけですが、現在の和議事件の運用につい

て例をとりますと、東京地方裁判所の例では、予

納金の額は、債務者の負債総額を基準としまして、

負債総額が五千円未満の場合で一百万円程度、

負債総額が百億円にも上る場合には九百万円程度

だと言わわれております。

再生手続は、すべての法人及び個人を対象とす

るものでございまして、監督委員あるいは管財人

等の機関の選任は必要的なものとなつております。

また、簡易再生、同意再生といった手続を簡

略化したものもございます。したがいまして、再

生手続にはさまざまな態様のものがあります

で、予納金の額についても非常に差が出てくるわ

けですが、少なくとも和議の場合は整理委員、

管財人の二つの機関を必要的に選任しなければな

らないわけですが、再生手続の場合はそうでもございませんので、総体的には低くなるのではないか

かというふうに考えておるわけでござります。

○坂上委員 私は、ぜひ裁判所も、前半分、後半

分、これは分けていいんじやなかろうか。後半の

分を納めなかつたらこれは却下すればいいことで

ございますから、それぐらいの配慮をしていただ

きたいと思つております。

今お話を聞いても、予納金が二百万円である、九百万円であるということになると、私たち田舎の中小の人たちがこういう法律の適用を受けようとするならば、九百万とか二百万にはならぬだろうと思いますけれども、それでも五十万、百万という金額になつたらこれはなかなか用意できません。そうだとしますと、何をするかといえば、倒産しますとちゃんと張り紙を出して、そして何々弁護士が管理しておりますのでだれも手をつけないでください、そして債権者会議を開いて、ある財産を債権の割合によって分配する、これが一番簡単なことだ、こう言われておりますし、そういうことになつてゐるのですね。できるだけそういうことのないよう、再建ができるならば再建の方法をやろうじゃなかろうか、こういう意味も持つておるわけでござりますから、その辺も今後また検討をしていただきたいな、こう思つております。ぜひ私の意のあるところも御理解いただきたいと思います。

そういうことで、労働債権の確保が図られるというふうに考えております。
○坂上委員 そうしますと、賃金を支払われないため差し押さえをしているというような場合、再生申し立てがあつてもこれは何らの影響がないということになるのでしょうか。それから、包括禁止命令ですが、これは賃金に関する限りはその対象にならないとうふうに書いてあるのですが、念のためにお聞きをしておきたいと思います。
○細川政府参考人 開始前の保全処分で差し押さえ等の執行を停止することができるるのは、再生債権についてに限られています。ですから、賃金債権は、先ほど申し上げましたとおり、一般先取特権があり一般優先債権として扱われておりますので、差し押さえ等は包括禁止命令等によつても中止することはできません。開始後についても同じです。
一つだけ申し上げておかなければいけないのは、百二十二条の第四項をごらんいただきたいと思いますが、百二十二条の第四項で「前条第三項から第六項までの規定は、一般優先債権に基づく強制執行若しくは仮差押さえ又は一般の先取特権の実行としての競売について準用する。」といふことになつております。(百二十二条の第三項をごらんいただきますと「共益債権に基づき」と書いてありますが、準用でござりますから、これは一般優先債権に基づき「再生債務者の財産に対し強制執行又は仮差押さえがされている場合において、その強制執行又は仮差押さえが再生に著しい支障を及ぼし、かつ、再生債務者が他に換価の容易な財産を十分に有するときは、裁判所は、再生手続開始後において」云々「中止又は取消しを命ずることができる。」ということになつています。
ですから、賃金について差し押さえをとめることができるのは、容易に換価できる財産が他にあります。

○坂上委員 そうしますと、賃金で差し押さえをした場合、その差し押さえ物件が営業上どうしても、差し押さえを受けたら営業を継続するのに重大な影響がある、こういう場合はだめだというのですか。具体的にどういう場合を指すのでしょうか。

そういう場合は、担保権と同じように、現金を出して解除させるということはできないのですか。

○細川政府参考人 二つ御質問がありました。

営業の継続に必要なものであれば差し押さえができるのかということですが、それは、その物件だけではだめでございまして、もう一つ、他に換価の容易な財産を十分に持っているということを証明しないとできない。

したがいまして、一番目の御質問で、他に現金があるから払うといえば、それは全額払ってもらつて差し押さえを解除するのは全然差し支えないわけです。

一般優先債権は隨時弁済できるという意味は、再生計画によらないで、かつ、再生計画が裁判所に認可される前でも弁済を受けられる、こういう意味でございます。

○坂上委員 さて、その次、法律的にはもう同じ、繰り返しなんですが、退職金はどうなるか。それから、希望退職募集条件として退職金の割り増し条項が定められた場合、割り増し条項は、いわゆる一般優先債権、先取特権としての該当に当たればそれに該当するのか。それから、社内預金はどういうふうに理解したらいいか。解雇予告手当はどういうふうに理解したらいいか。これをひとつお答えいただきたいと思います。

○細川政府参考人 退職金に関するお尋ねでござります。

まず、再生手続開始の申し立て後に退職した労働者の退職金の再生手続上の扱いは、退職の時期や理由または先取特権の有無によって、共益債権として扱われる場合、一般優先債権として扱われる場合、再生債権として扱われる場合に分かれることになります。

まず、再生手続開始後に使用者側の都合により退職があった場合、例えば整理解雇になった場合ですが、退職金請求権の全額が共益債権となります。ですから、隨時、自由に弁済を受ける、計画によらないでも弁済を受けることができるということになります。

次に、再生手続開始後に被用者、つまり労働者の自己都合によって退職があった場合には、退職金請求権のうち、再生手続開始後の従業に対応する部分は共益債権となり、その余の部分については、民法または商法等の規定により一般先取特権がある部分は一般優先債権に、ない部分は再生債権になります。

先ほど申し上げましたように、株式会社、有限会社の従業員については、退職金についても、これは雇用関係に基づき生じた債権でございますから、全額一般先取特権がござますので、全額一般優先債権となります。

さらに、再生手続開始前に退職があった場合でございますが、退職金請求権のうち、先ほど申し上げましたようなことで、一般先取特権がある部分は一般優先債権に、それから一般先取特権がない部分は再生債権になるということでござります。

次に、退職金の割り増し条項が定められた場合の割り増し条項部分について、一般優先債権として取り扱うことができるかという御質問でござります。

これも先ほど申し上げました退職金の一般的な取り扱いと全く同じでございまして、割り増しの対象となる退職金の先ほど申し上げましたような

法律的性格に応じて共益債権なり一般優先債権や再生債権になるということです。

次に、社内預金でございますが、社内預金の取

り扱いにつきましては、預け入れの時期や先取特

権の有無によって、これも共益債権として扱われる場合、一般優先債権として扱われる場合、また

は再生債権として扱われる場合に分かれます。

まず、再生手続開始後に預け入れたものについ

ては、これは全額が共益債権となつて随時弁済を受けることができます。

次に、再生手続開始前に預け入れられたものについ

ては、先ほど申し上げました雇用関係に基づき生じたる債権だというふうに解釈されるものについ

ては、一般優先債権となります。その一般先

取特権がない部分は再生債権となり、再生計画によつて弁済を受けることになります。

社内預金は、会社と使用人との間の雇用関係に基づき生じたる債権というものが株式会社、有限会

社に関する規定でございますから、要するに、労働契約に付隨して合意されたとか、あるいは事実上、労働契約に関連して強制的に給料の一部が預かり金等の名目で会社側に預けられているという

場合には、この規定の適用があつて、一般先取特権があり、一般優先債権の扱いを受けるとなるとい

うにならうと思ひます。

○坂上委員 そうしますと、法務省の方は大体ど

ういう規模の事業体を対象にされているのか。
それから、再生計画というのは何年以内に完了できるのか、その見通し等はどんなふうな御理解をしておられるのか、これもお願いします。

○細川政府参考人 御提案申し上げております民事業再生手続は、私どもいたしましては、中小企業に利用しやすい枠組みを設定するということでございますが、法律上は対象を限定しておりません。ですから、大会社でも、利用しようと思えば法律上は可能でございます。

ただ、どういう場合に会社更生法が適当であり、どういう場合には民事再生法の手続が適当であるかという問題が生ずるわけですが、本法案では、

中小企業等に利用しやすい手続とするために、担保権者、優先債権者それから株主は手続外としております。

ですから、まず端的に、ほとんどの債権者が

担保権者であつて、それが非常に巨大な額になつ

ているというような場合には、そのところを何

とか変更しないと、期限の猶予等をしないと再生

ができないという場合があります。そういう場合には会社更生の方がより適当であるということになります。

それから、株主の権利を変換しなければならな

いということがある場合には、これはやはり会社更生法が適当だということになります。

それ以外の場合には、民事再生法は従来の經營者が原則でございますので、それを利用してやりた

りという場合には、民事再生の手続が実施をされ

るということにならうかと思つております。

それから、どのくらいの期間でということござ

りますが、これはこれから具体的な予測です

から確たることは申し上げられないわけですが、そ

れどもこのまま経営を続けることができるというの

が原則でございますので、それを利用してやりた

りという場合には、民事再生法は従来の經營

者がそのまま經營を続けることができるというの

が原則でございますので、それを利用してやりた

りという場合には、民事再生の手続が実施をされ

るということにならうかと思つております。

○坂上委員 ちよつと話を進めます。営業譲渡の

ことについて聞きます。

営業譲渡によつて、会社の優良事業部門や資産

がそれに伴つて売却されるあるいは隣接している

等、明らかに近い将来、会社が破産に至ると見ら

れるおそれもあるわけであります。こういう場合

に、会社に退職金原資が残らないという事態が推

定されるような場合、裁判所はこういう営業譲渡

についてはどういう見解を持っておられますか。

○細川政府参考人 退職金支払い請求権の性質に

ついては先ほど御説明申し上げました。したがい

まして、再生債権よりも優先して支払わなければ

ならないということになるわけです。

そういういたしますと、こういった共益債権または

一般優先債権なる退職金支払い請求権が、これが

弁済することができないということになります

と、再生債権者には一銭も払えないということになります。

ですから、そういう場合には再生手続

の目的を達することができませんから、手続を廃止せざるを得ない。ですから、そういう場合にはそもそも営業譲渡の許可ということが問題になります。ですから、そういう場合には再生手続にならうかと思います。

○坂上委員 さて、営業譲渡で、例えば営業が二年以内に解決するとか三年以内に解決するとかと

いう、何かめどはありませんか。

○細川政府参考人 計画が認可された後に、その全部の計画に従つて履行完了までどのくらいかかるかという御指摘でございます。

実は、会社更生法ではこの計画は二十年以内でなければならぬということになつてゐるのです

をする、そういう場合もあり得るだろうと思うのですが、そういうことはそれでよろしくござります。

○細川政府参考人 営業譲渡の場合に、今御指摘の枠組みとしてはあり得るというふうに理解しております。

○坂上委員 そうした場合、例えばそこの会社の従業員が二百名いた。そして、この二百名のうち百名の人はいわゆる営業譲渡の方に身分を引き継ぐ、そして百名は残る、こういうこともあります。

年ということを設定しているわけです。

ただ、一般的に、常識的に言いますと、後の一千万円より今の百万円という話もございりますもの

ですから、これが余り長いと、結局は債権者の多

数の同意を得られないということになります。で

すから、債権者の多數の同意を得るために、そ

れなりの早い機会に相当の割合の弁済をするとい

うことが当然必要になつてくると思ひます。この

辺は、やはり再生債権者あるいは管財人と再生債

権者との事前の話し合いということが大事になつ

てくるところでござります。

○坂上委員 ちょっと話を進めます。営業譲渡の

ことについて聞きます。

営業譲渡によつて、会社の優良事業部門や資産

がそれに伴つて売却されるあるいは隣接している

等、明らかに近い将来、会社が破産に至ると見ら

れるおそれもあるわけであります。こういう場合

に、会社に退職金原資が残らないという事態が推

定されるような場合、裁判所はこういう営業譲渡

についてはどういう見解を持っておられますか。

○細川政府参考人 退職金支払い請求権の性質に

ついては先ほど御説明申し上げました。したがい

まして、再生債権よりも優先して支払わなければ

ならないということになるわけです。

そういういたしますと、こういった共益債権または

一般優先債権なる退職金支払い請求権が、これが

弁済することができないということになります

と、再生債権者には一銭も払えないということになります。

ですから、そういう場合には再生手続

の目的を達することができませんから、手続を廃止せざるを得ない。ですから、そういう場合には再生手続にならうかと思ひます。

○坂上委員 さて、営業譲渡で、例えば営業が二年以内に解決するとか三年以内に解決するとかと

いう、何かめどはありませんか。

○細川政府参考人 計画が認可された後に、その全部の計画に従つて履行完了までどのくらいかかるか

かという御指摘でございます。

実は、会社更生法ではこの計画は二十年以内で

なければならぬということになつてゐるのです

ことを運用いたしたいと考えてゐる次第でござい

ます。

○坂上委員 やはり一般の人の聞きたいのは、再生計画というのはいつ完了するのかということを

実は聞きたいわけですよ。中小は、十年先だとか

でももう意味がないわけです。そういう点につい

て、立法者としては、大体再生計画は、例えば二

年以内に解決するとか三年以内に解決するとかと

いう、何かめどはありませんか。

○細川政府参考人 御提案申し上げております民

事再生手続は、私どもいたしましては、中小企

業に利用しやすい枠組みを設定するということでございますが、法律上は対象を限定しておりませ

ん。ですから、大会社でも、利用しようと思えば

法律上は可能でございます。

ただ、どういう場合に会社更生法が適当であり、

どういう場合には民事再生法の手続が適当であるかという問題が生ずるわけですが、本法案では、

法律上は可能でございます。

ただ、どういう場合に会社更生法が適当であり、

どういう場合には民事再生法の手續が適當であるかという問題が生ずるわけですが、本法案では、

法律上は可能でございます。

ただ、どういう場合に会社更生法が適當であり、

どういう場合には民事再生法の手續が適當であるかという問題が生ずるわけですが、本法案では、

法律上は可能でございます。

本認識としまして、最近の企業経営において、集中と選択ということが一つの大変重要なキーワードだ、私はこんなふうに考えております。

委員御案内のとおり、アメリカでは既に、コンビテンスという言葉を使いますが、八〇年代、例えばGEのジャック・ウェルチだつたりとか、いろいろな形で、自分の会社にとってどの事業が必要であるか、こういう観点から事業の再構築を行つてあります。これは、事業の健全な再構築においても、また法的な手続によります再建においても、だれが、そしてまたどの会社がその事業を行えば最も経営資源が有効に使えるか、こういう観点が最近の経営においては非常に重要ななんだと考えております。

そういう観点から、再建型の倒産手続におきまして、早期に営業譲渡を行うことにより、信用の低下等による営業資産の劣化が防がれ、事業の再建が可能となる場合には、営業譲渡を行うことが経営資源の有効活用につながると考えております。これまでも、現行の倒産手続においても営業譲渡は行われてきてるわけであります。この民事再生法におきましては、このような観点から、営業譲渡を法律上明記することによりまして、企業の再生に向けた多様な方策を用意させていただいとこうことでござります。

ただし、この民事再生法案では、第四十二条の三項におきまして、裁判所が営業譲渡の許可を行ふ際には、労働者の代表に意見を聞かなければならぬこととするなど、営業譲渡に係る手続を法律上明記しております。委員の御質問でございますが、必ずしも、営業譲渡が安易に行われるケースがふえる、そのようなものではないと考えております。

○坂上委員 裁判所が形だけ意見を聞いて、わかれましたと言われてやられる場合だつて、結構我々の実務があるのであります。

だから、私は、これは労働組合の同意に近い意見が採用されて運営されなければならぬ、こう実は思つております。これは裁判所の運用の問題ですからどうだとは言いませんが、とにかく、今おつ

的にいろいろな事案も生じておることでございまして、法的措置も検討しなければならない時期に来ておるかなと思っております。
労働省といたしましても、さきの通常国会におきまして産業活力再生特別措置法に対する附帯決議もあつたところでございますし、今後、企業の組織変更に伴う労働関係について、いろいろなケースも想定されますので、それらを踏まえ、必要な検討を今進めておるところでございます。ぜひ、この検討を進めていたいと思います。
○坂上委員 法務省、いかがですか、この問題は。これからまた通常国会になって、たくさん問題が起きてくるわけです。分社するというのでしょう。分割するというのでしょうか。そうした場合の労働者の身分はどういうふうになるかというのです。どうも、皆さんから文書で回答をいただいたのを見ると、あくまでも労使の間で協議されるべき問題だということが終始一貫れているんです、私はちょっと不満なんですが。
何はともあれ、いわゆる営業譲渡というのは、その営業と従業員が一体となつていただけです。それで、それに必要な人数がそれに随伴して一緒に職場が動くというのは当たり前だろうと思うのです。それが、労働協約によつて採用するかしないかみたいな事態があつたら、これは私は賛成できません。私は本当に、この法律はまかり間違いますと労働者弾圧立法になるな、実はこういう分配をしているんです。しかし、うちの一人の先先生がおつしやつたとおり、民事再生をしようといふうな気持ちがあるものだから、できるだけ努力はしているんでございますが。
本当に、身分の関係からいつて、私はやはりこの辺で、営業譲渡の場合、従業員が随伴した場合においては、当然その先に身分は継続するということは、これはうたわないといかぬと思っていまいますが、いかがですか。

つきましては、坂上委員が御指摘のとおり、実は、最高裁判例がなくして、下級審の判例がいろいろ考え方が分かれている、それから学説も同様に分かれているということで、さまざまな考え方があるんです。

ただ、一つだけ申し上げられることは、営業譲渡だからすべての労働者を全部承継しないと、いうことが争われているわけではなくて、問題になつている事案はすべて、特定の労働者を排除したときに、合理的な理由がないのに排除していくかどうかということが裁判の上で争われているわけなんです。そこにつきましては、結局、理論の組み立て方によって議論の仕方が変わってくるわけなんですが、いろいろな学説を見ましても、当然、合理的な理由がないのに承継しないでいいんだといふふうに言つてはいる判例も学説もないようには理解しております。

つまり、当然承継説でござりますと、譲り受け人が承継しない場合には解雇になりますから、その解雇の正当事由があるかどうかと争われるわけですね。いわゆる非承継説ですと、これは要するに整理解雇の要件があるかどうかという問題になつてきまして、整理解雇については判例が確立しておりますと、四条件があるわけですから、そういうものの適用するという状態であろうと思つています。これが現状でございます。

次に、企業再編に伴う一般的な労働者の地位の保護というのは極めて大事な問題でございまして、私どもも、こういう問題があるということは十分認識しております。

先ほど北村委員の御質問に対して法務大臣からお答えしましたように、私どもとしては重大に受けとめており、かつ、先ほど労働政務次官からもお答えがございましたように、労働省もこの点について検討しておられるということでございますので、私どもも、労働省と協力して、よい法律ができるようになればいいなというふうに思つておりますし、協力は惜しまないつもりでございま

○坂上委員 私は、質問事項を四十ぐらい出して
いるのでございますが、まだ半分もいかないので
ございます。また時期を見て質問させていただき
ますが、きょうはできるだけ質問を続けさせてい
ただきます。

社更生法百十二条の一第一項についても同様に解説されています。そこで、百五十五条一項、二項、三項、再生計画による権利の変更について具体的に聞かたいんですが。

うに理解いたしましたが、この「申立て」が誠実にされたものでないとき。」とは、真に再生手続の開始を求める意思や真に再生手続を進める意思がないような場合を指すものであります。

体の何割しか払わない、その余は免除する、そういうような条項が定められるわけです。

再生計画の取り消しの制度は、計画の履行がされない場合等において、計画によつて変更され再生債権を原状に復させる点に主たる効果があつた。一九三一年三月三十日(日本経済新聞)。

まず、今度は小さい話ですが、労賃賃金が共益債権になる条文というのはどれですか。

○細川政府参考人 百五十五条全体は
による再生債権の権利の変更、例えば期間の延長
とか減免とか、そういったことを定める規定でござ
ります。

て時間稼ぎを図るために申し立てをした場合のように、事業または経済生活の再生以外の目的のために申し立てをした場合などが考えられます。これをもう少し具体的に御説明しますと、和議

ます。ですから、再生計画で免陥したものが、再び生計画を取り消しますともに戻るということになるわけです。

○坂上委員 始後の再生債務者の業務に関する費用の請求権に該当するという解釈でござります。これは会社更生法にもほぼ同様の条文がございまして、そちらの方でこのように解釈されておりますので、この点は問題ございません。

○坂上委員 その次、少額債権とか言られておりますが、これは大体幾らぐらいを指すのでござりますか。

まず第一項は、再生計画による権利の変更の内容は原則として再生債権者間で平等でなければならぬというふうにしておりますが、債権者の同意がある場合や公平を害しない場合には、例外的に一部の債権者を有利または不利に扱うことでも許されるということを定めるものでございます。例えば、不利に扱う例としては、親会社が子会社の倒産に責任があるとすれば、親会社の債権を若干

法の一つの欠陥と言われておりますのに、保全処分の乱用ということが言われまして、和議を申し立てまして弁済禁止の仮処分が出来ますと、実は手形を支払わなくとも不渡り処分を受けないわけです。そうやっておいて時間をつないでおいて、適当な時期に取り下がしてしまうということがあつたのですから、それはいけないということで、実は申し立てが誠美でない一つの例なんですが、先

は、先ほどお申し上げておりますように、もともと全額行使できるものでして、再生計画によつて減免という効果は生じないわけです。ですから、それを取り消しても、減免がもとへ戻る、原状に復するということはないわけですから、再生計画の取り消しによつて権利に何ら影響を受けないと、いうことから、これは、一般優先債権のある人については、あるいは共益債権については再生計画

○細川政府参考人 御質問は、法案八十五条第五項の少額債権の意味をお尋ねと思われますが、どうのような債権が少額債権に該当するかは、客観的な金額によって一律に定めるものではございません。それぞれの事案ごとに、再生債務者の負債総額、弁済の資力、債権者一人当たりの債権額の分布等の関係において相対的に決せられるものでございます。

不利に扱うということもござります。また逆に、少額債権とかそういう場合には若干有利に扱うということもあり得るわけでござります。それから第二項は、再生計画によつて債務が負担されたり債務の期限が猶予されるときは、その期間は原則として十年を超えない範囲内で定めるべきことを定めるものでありますて、この点については先ほど御答弁申し上げました。

ほど申しましたような弊害につきましては、保全処分が出た場合には裁判所の許可を得なければ取り下げるとはできないという規定を置いたわけですがございまして、そういうことも実は和議法を廃止した一つの理由でございます。

○坂上委員 聞いておきます。

それから、大事なことの一つですが、再建計画の取り消し申し立て権者、これは従業員または労

の取り消しの申し立てをすることはできないといふことにしたわけです。

もつとも、先ほど来申し上げておりますように、従業員や労働者が、要するに優先権のない再生債権を持つていて、そういう場合には、これは当然再生債権者ですから取り消しの申し立て権を有するという事になるわけでござります。

○坂上委員 それはそれで聞いておきましょう。

実は、この点についても会社更生法百十二条の二第四項に同様な規定がございまして、その点の解説が参考になるのではないかといふうに思います。

罰金等につきましては、制裁として科される支払義務であるという特性にかんがみて、減免その他の権利を変更することはできないことを定める

労働組合も含ませるべきじゃないかと私は思つておるんです。いわゆる再建計画の上に立つて労働者のが働くんですね。ですから、一番知つているのは労働者諸君なんですね。それが、計画はあるんだ

その次に、法人役員の損害賠償請求権、これはどのような請求原因、発生原因になつておるのでござりますか。どういう点を満たしているんですか。

○坂上委員 その次、この法律の中に「中小企業者」、こう書いてありますが、中小企業者というのはどういうものを指すんですか。

○坂上委員 その次に、第二十五条第一項四号、「誠実」という意味ですが、これは信義誠実の原則という、私つま基本的な解釈としてお知つておられるでござります。

けれどもどうもおかしいというよつた事態だつて起きかねないものですから、私は、申し立て権者はいいですが、この取り消し申し立て権者は、いわゆる社員組合が申し立て権を付与して

○細川政府参考人　法案百四十三条の規定による
法人の役員に対する損害賠償請求権とは、当該法
人が役員に対して、委任関係等に基づき責任を追
及することができる場合における損害賠償請求権

る中小企業者は、再生債務者と当該債権者のそれぞれの規模から相対的に判断されるものであります。そして、この中小企業者は、再生債務者よりも規模が小さいものであることを念頭に置いておられます。

出でて来る言葉ではあります。誠実というのには、これはどういうふうに解釈したらいいですか。

○細川政府参考人 お尋ねは、法案第二十五条第一項第四号の、許可しない条件の中にある申し立

○細川政府参考人 再生計画は、債務者と再生債権者との間の民事上の権利関係を調整するためには、再生債権者の権利の全部または一部を変更しますが、これはいかがですか。

民法の規定でいいますと、六百四十四条で受任者の善管注意義務という規定がございますから、この規定に違反した場合、あるいは株式会社の取締役でございますと、これは委任関係ですから、元は「つまむつ見三三道田もんか」、さうして、意味するわけでござります。

取締役の忠実義務の規定がござりますので、こう

いった違反に対する損害賠償請求権、あるいは、監査役についても商法上は同様の規定がございま

すから、こういった委任関係に違反し、あるいは忠実義務に違反した場合のその会社の当該の役員等に対する損害賠償請求権というのがこれに当たるわけでございます。

○坂上委員 損害賠償をとれた場合、これはどう

なるんですか。だれが使うんですか。

○細川政府参考人 これは本来、再生債務者に帰

属すべきものですから、会社の役員等が損害賠償

を支払った場合には、それはこの法律で言う再生

債務者財産になりますし、まず共益債権や優先債

権のある人に対する弁済に充てられ、残りは再生

計画に従つて再生債権者の弁済に充てられるとい

うことになるわけでございます。

○坂上委員 民事再生手続における労働組合等從

業員の手続関与について文書をいただいておるわ

けでございます。

まずその一つは、営業譲渡の許可をする場合、

意見を聽取する。四十二条第三項。債権者集会を招集する場合、裁判所から組合員に期日通知をす

る、百十五条第三項。財産状況報告集会において労

働組合が意見陳述をする。百二十六条第三項。提出された再生計画案について、裁判所が労働組合

から意見を聽取することができる、百六十八条。

可決された再生計画の認可、不認可について、労

働組合が意見を陳述することができる、百七十四条第三項。再生計画の認可、不認可の決定があつた場合は、裁判所から労働組合等へ通知がある、百

七十四条第五項。簡易再生または同意再生の申し立てをする場合には、再生債務者等から労働組合にその旨を通知する、二百条第二項、二百六条第

四項。

こういうふうに今あるわけでございますが、これは形式的な、ただ聞きおくだけではやはりいかないわけでありまして、名実ともに実態にお聞きをいただくということを期待したいと思つていいんですが、まず民事局長、それから大臣からも

お聞きをしたいと思っています。

○細川政府参考人 民事再生法案におきましては、ただいま坂上委員御指摘のように、労働組合

にいろいろな通知を申し上げ、あるいは意見をい

ただくということを相当多数にわたつてしております。

これはなぜかと申しますと、やはり会社が再生

するには、その会社の従業員、労働者の協力が必

要不可欠でございますし、この会社はだめだと

思つて従業員の人が皆さんやめてしまえば、その

再生はできないことは明らかでございます。そ

ういう意味で、また労働者の地位にも再生計画が間

接的ではありますけれども影響を及ぼすわけです

から、やはり最も利害関係の大きい労働者の人た

ちの意見を聞かなければならぬという趣旨で設

けたものでございます。

ですから、それは裁判所も、当然のことながら、

これは形式的に聞くということでは裁判所の責務

を果たしたことにならないと思いますから、私と

しては、そういう意見がございましたら、裁判官

は当然これを十分に尊重して御判断をされるとい

うふうに考えておる次第でございます。

○坂上委員 大臣、いかがでしようか。

○白井国務大臣 今参考人がお話し申し上げまし

たとおり、手續を進める上でもって当然のことな

がら尊重されるべきだと思います。

○坂上委員 時間が来たからこれでやめますが、

働いておる従業員の方、労働者の方々は、もう本

当に自分の職場がだめになるかどうか、そして

職場を守るために必死になつて努力をしているわ

けでございます。

したがいまして、例えばこの法律が出ることに

よつて、まさに根こそぎひっくり返されるという

ような事態があつたのでは大変でございます。何

としても、自分たちの職場をどうやつたら守るこ

とができるかという、働く人たちの心情というも

のを十分踏まえていただきまして、この法律の運

日は一応終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

○武部委員長 御苦勞さまでした。

次回は、来る三日金曜日午前九時五十分理事会、

午前十時委員会を開会することとし、本日は、こ

れにて散会いたします。

午後零時五分散会

平成十一年十一月十四日印刷

平成十一年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局